

認定調査だより

No. 4

寒さの中にも春の足音が聞こえてくるようになりました。お変わりありませんか。さて、前号から要介護認定適正化事業の訪問指導で助言いただいたことをお伝えしていますが、しばらく続きますのでお付き合いください<_>

4群のポイント

選択項目：行動の有無

特記事項：介護の手間

今回は「4-4 昼夜逆転」です。【テキスト119頁参照】

【例】

夕ご飯を食べても、夜間に起き出し炊飯器の中のご飯を炊飯器が空になるまで手づかみで食べてしまうので、簡単に炊飯器が開かないようにテープを張っているが無理やり剥がして食べていることがある(3回/週)。が日中はデイサービスに行き眠ることなく楽しく過ごしている。

ここでいう「昼夜の逆転がある」行動とは、①夜間に何度も目覚めることがあり、そのために疲労や眠気があり、日中に活動できない。②もしくは昼と夜の生活が逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行っているなどの状況をいいます。

「もしくは…」以降の部分は、周囲が見て異常と思われる行動が否かです。

この例は日中活動を行うことはできていますが、夕ご飯を食べても夜間に起き出しご飯を食べる行動は異常ととらえ「あり」を選択します。

【あなたはどのようにしますか】



状況1：認定調査の対象者が足が不自由な方で集合住宅の3階に住んでおり、調査後に1階にある郵便受けの郵便物を取ってきてほしいと頼まれた。

対応1：調査以外の用件は丁寧にお断りしてください。その際には「誠に申し訳ないですが…」と断ったうえで相手が不快にならないよう対応をお願いします。

状況2：同日の調査で前の人調査が予定より早く終わったため、次の被保険者に連絡を取ることなく訪問した。

対応2：予定を変更するときには、必ず連絡を取り、了承を得てからにしましょう。

よくある問合わせの中に「5-6 簡単な調理」があります。

内容は

「朝夕の炊飯が本人の役割になっており、米は洗っているが水の量は計れないので長女が手伝っている。昼ごはんは用意してくれたおかずをレンジで温めて食べている。」

このような場合の選択項目は何が正しいのか？
といったものです。

☆ポイント☆

- ①定義にある調理行為の有無
- ②頻度③調理行為の介助状況
- ④適切な介助の方法の判断

5-6 簡単な調理（介助の方法）

選択項目を選ぶとき、考えていただきたいこと。

この項目は「介助の方法」の項目であり、実際にどのような介助が行われているか（必要か）について評価する項目であるということです。

そして、適切な介助の方法を選択、または判断に迷った場合はその理由を特記事項に記載してください。

この事例の特記事項を書くのであれば

選択項目：一部介助

「米は自分で洗えるが、水の量は計れないため長女が行っている（2回/日）おかずはレンジで温めることができる（1回/日）」
頻度から一部介助を選択した。

あとは審査会に委ねるということになるでしょう。

このような問合わせには「これが正しい」といった回答はしていません。事例を具体的に文書で列挙してほしいという声も多くいただきますが、介護認定申請者数が年間3万5千件を超え、申請者の数だけ生活状況、介助の方法がある中で事例を列挙し、パターン化することは困難だからです。



～編集後記～

前号でお知らせしました2群の頻度の記入について、特に力を入れて確認をしています。記載内容が足りない場合は福祉事務所から連絡があると思いますがご協力よろしく申し上げます。

【平成28年2月17日 発行元：岡山市介護保険課 担当 竹下】